

沖縄県立宮古工業高等学校

いじめ防止基本方針

沖縄県立宮古工業高等学校では、学校の教育活動全体を通じて、「自主」・「創造」・「敬愛」の校訓のもと、豊かな心を育て、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの人間性をはぐくみ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、『沖縄県立宮古工業高等学校いじめ防止基本方針』を策定する。

いじめとは

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されることではない。どの学校にも、どの生徒にも起こりうるものである。誰もがいじめの側、いじめられる側になる可能性があり、いじめを防止するには、全教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき必要がある。

いじめをなくすため、まずは学校教育の充実を図ることが重要である。日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い生徒理解に立ち、生徒指導を行い、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていかなければならない。

(定義)

第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法より

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

2 いじめ問題に関する基本的認識

(1) 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと

どのような状況にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

(2) いじめられている生徒本人の立場に立った親身の指導を行うこと。

生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。

(3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のためには、家庭が極めて重要な役割を担っており、家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

(4) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。教育活動全体をとおして、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

3 いじめの未然防止のための取組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた「凡事徹底」を推進する。
- ・「宮工訓練」を徹底し、学校や集団への帰属意識を高め、他人を思いやる規範意識の確立を図る。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努める。

4 いじめの早期発見のための取組み

(1) いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査 年2回(6月、2月)
- ② 個人面談(教育相談)を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査

(2) 生徒及び保護者が、いじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行う。

- ① 教育相談係、スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置

5 いじめの早期解決のための取組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

6 インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

7 加害者への指導

- (1) 生徒に、いじめは許すことのできない問題であることを厳しく認識させる。
- (2) 「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で接する。
- (3) 加害者がいじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づけるようにすることを目標として指導する。

- (4) 被害者へ反省の意を込め謝罪をさせる。
- (5) 暴力を伴ったいじめにおいては、加害者に対して、暴力行為に係る校内指導規定に従い指導する。
- (6) 暴力を伴わないいじめにおいても、被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行う。

8 「いじめ防止会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止会議」を設置し、学期に1回程度開催する。

*いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急に開催する。

(1) 「いじめ防止会議」の構成

管理職、生徒指導主任、学年主任、教育相談係

※ 事案により、柔軟に検討し学校長が任命する。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

この基本方針は、2014年10月1日から運用とする。